

# 法定外公共物の譲与事務について



## その2 財務部

法定外公共物とは、なにやら耳慣れない専門用語、私たちの生活とは無縁のものといった書き方があるが、実は身近に多数存在するといえ、意外な印象を持たれるかもしれない。

法定外公共物とは、道路法や河川法の適用を受けない道路や水路、いわゆる認定外道路、又は里道と省略されて、国から機関委任を受けた県知事が財産管理している国有財産である。これらの中、現在でも私たちが日々通行するための公道、あるいは水路、海浜地として機能しているものがあり、これを「機能を有する法定外公共物」といふ。反対にこれらの中でも、個人の住宅の底地などになつて既に公道等として機能してしなつるものもあり、「機能を喪失した法定外公共物」といふ。

今回説明する「法定外公共物の譲与」とは、機能を有する法定外公共物を、市町村に無償で譲与し、譲与した財産の維持管理を市町村の責任において行わせるものである。この背景には、平成十一年七月に成立した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」がある。同法により現に公共の用に供しているものの道路法、河川法等の適用若しくは準用のない「公共物」で、その地盤が国有財産となつているものについては、その財産を市町村に譲与し、機能管理・財産管理とも自治事務とすると定められたことによるものである。同法による譲与は速やかに行つたこととされ、地方分権推進計画の内容を早期に実現するため、原則平成十一年三月三十一日までに譲与手続きを完了するとか、市町村との連絡を密にすることが必要である。このため昨年十月には同法の趣旨や事務手続きの周知徹底を目的とした説明会を国土交通省(県)と同時に、北部・中部・南部・先島離島の四地区に分け実施した。

この中で、地方分権推進の要請に応える上で、法定外公共物の譲与事務を進めていくことの必要性を、市町村が改めて確認し合つたのであるが、今回の譲与事務に係る特別処理の概略について説明する。

第一に、「譲与」の対象は機能を有するものに限られるが、その判断は市町村の判断を最大限尊重する。第二に、「無償で譲渡し、測量、境界確定等を不要とし、かつ事務経費を地方交付金で措置する等、地方の負担軽減に努める」こと。

第三に、「譲与された財産の利用は市町村独自の判断で出来るので、都市計画策定等の際に国の許可を受けないなどの手続きが不要となつた」と。

第四に、「譲与後に用途廃止(法定外公共物でなくなること)しても返還せず、独自に利用や売却を行つてもよい」と。

法定外公共物の中でも、個人の住宅の底地などになつて既に公道等として機能してしなつるものもあり、「機能を喪失した法定外公共物」といふ。

第一に、「譲与」の対象は機能を有するものに限られるが、その判断は市町村の判断を最大限尊重する。第二に、「無償で譲渡し、測量、境界確定等を不要とし、かつ事務経費を地方交付金で措置する等、地方の負担軽減に努める」こと。

第三に、「譲与された財産の利用は市町村独自の判断で出来るので、都市計画策定等の際に国の許可を受けないなどの手続きが不要となつた」と。

第四に、「譲与後に用途廃止(法定外公共物でなくなること)しても返還せず、独自に利用や売却を行つてもよい」と。



この適用若しくは準用のない「公共物」で、その地盤が国有財産となつているものについては、その財産を市町村に譲与し、機能管理・財産管理とも自治事務とすると定められたことによるものである。同法による譲与は速やかに行つたこととされ、地方分権推進計画の内容を早期に実現するため、原則平成十一年三月三十一日までに譲与手続きを完了するとか、市町村との連絡を密にすることが必要である。このため昨年十月には同法の趣旨や事務手続きの周知徹底を目的とした説明会を国土交通省(県)と同時に、北部・中部・南部・先島離島の四地区に分け実施した。

この中で、地方分権推進の要請に応える上で、法定外公共物の譲与事務を進めていくことの必要性を、市町村が改めて確認し合つたのであるが、今回の譲与事務に係る特別処理の概略について説明する。

第一に、「譲与」の対象は機能を有するものに限られるが、その判断は市町村の判断を最大限尊重する。第二に、「無償で譲渡し、測量、境界確定等を不要とし、かつ事務経費を地方交付金で措置する等、地方の負担軽減に努める」こと。

第三に、「譲与された財産の利用は市町村独自の判断で出来るので、都市計画策定等の際に国の許可を受けないなどの手続きが不要となつた」と。

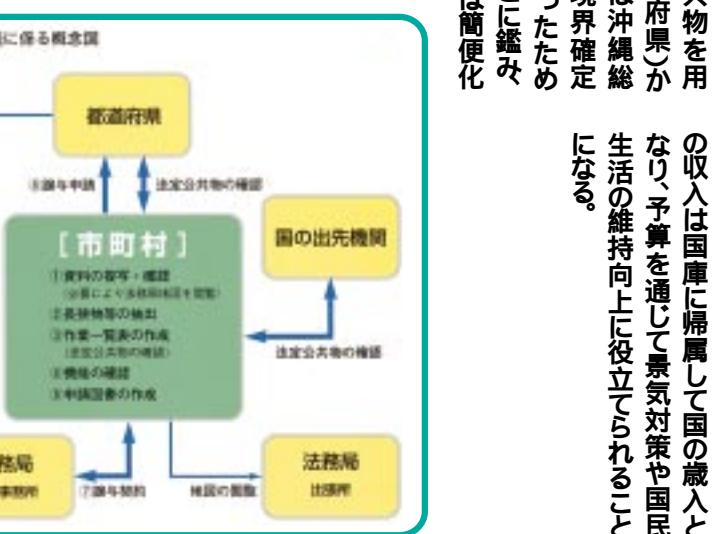
第四に、「譲与後に用途廃止(法定外公共物でなくなること)しても返還せず、独自に利用や売却を行つてもよい」と。

法定外公共物の中でも、個人の住宅の底地などになつて既に公道等として機能してしなつるものもあり、「機能を喪失した法定外公共物」といふ。

第一に、「譲与」の対象は機能を有するものに限られるが、その判断は市町村の判断を最大限尊重する。第二に、「無償で譲渡し、測量、境界確定等を不要とし、かつ事務経費を地方交付金で措置する等、地方の負担軽減に努める」こと。

第三に、「譲与された財産の利用は市町村独自の判断で出来るので、都市計画策定等の際に国の許可を受けないなどの手続きが不要となつた」と。

第四に、「譲与後に用途廃止(法定外公共物でなくなること)しても返還せず、独自に利用や売却を行つてもよい」と。



の収入は国庫に帰属して国の歳入となり、予算を通じて景気対策や国民生活の維持向上に役立てられる」となり。